

生駒市入札監視委員会報告書

平成23年10月11日

生駒市入札監視委員会

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 生駒市の入札制度改革に対する提言書の実施状況 | 2 |
| 第1 委員会審議 | 2 |
| 1 委員会の開催状況 | 2 |
| 2 審議状況 | 5 |
| (1) 審議対象契約数 | 5 |
| (2) 審議案件数 | 6 |
| 第2 委員会での主な論点 | 6 |
| 1 入札・契約方式別状況（抽出案件を中心として） | 6 |
| (1) 一般競争入札 | 6 |
| (2) 指名競争入札 | 7 |
| (3) 随意契約 | 8 |
| 2 最低制限価格と低入札価格調査基準価格 | 9 |
| (1) 最低制限価格 | 9 |
| (2) 低入札価格調査基準価格 | 10 |
| 3 予定価格等の事後公表 | 11 |
| 第3 成果と課題 | 12 |
| 1 入札制度改革の成果 | 12 |
| (1) 落札率の低下 | 12 |
| (2) 一般競争入札の原則化 | 12 |
| (3) 入札参加者の地域要件の運用と解釈の見直し | 13 |
| (4) ランク別発注の見直し | 13 |
| (5) 電子入札の導入 | 14 |

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| (6) | 工事成績評定の活用 | 14 |
| (7) | 指名停止の厳格化 | 15 |
| (8) | 総合評価落札方式の実施 | 15 |
| (9) | 変動型最低制限価格制度の導入 | 16 |
| (10) | 随意契約ガイドラインの制定 | 17 |
| (11) | プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの制定 | 18 |
| (12) | 土地鑑定評価依頼要領の制定 | 18 |
| 2 | 今後に向けての課題 | 19 |
| (1) | 予定価格等の公表時期（事前又は事後） | 19 |
| (2) | 応札者が少ない事案の解消 | 19 |
| (3) | 仕様書の精度向上 | 20 |
| (4) | 最低制限基準価格の引き上げ | 20 |
| (5) | 総合評価落札方式における落札者決定基準 | 21 |
| (6) | 応札業者の積算 | 21 |
| | おわりに | 22 |
| 1 | 生駒市入札監視委員会設置要綱 | 24 |
| 2 | 生駒市入札監視委員会運営要領 | 26 |
| 3 | 生駒市入札監視委員会委員名簿 | 28 |
| 4 | 気象情報による変動型最低制限価格算出表（一例） | 29 |
| 5 | 月別改革状況 | 30 |

はじめに

平成18年2月、生駒市に当時全国最年少（37歳）で当選した山下市長がマニフェストの一つに掲げた「入札制度の抜本改革」を実行に移すため、弁護士及び公認会計士計3名で構成された「生駒市入札執行等調査委員会」が設置され、その調査の結果、平成18年10月「生駒市の入札改革・改善に関する提言」が出された。その提言では、過去の建設工事等の入札状況を調査分析し、落札率分布の高率域への集中化、落札率が95%以上のものの割合の高さ、落札業者の万遍さなど、談合が疑わしい状況であると指摘し、市外業者の参入、一般競争入札の実施、入札監視委員会の設置などが提案された。

さらに、行政改革の推進の一環として、平成18年9月に「生駒市行政改革推進委員会」に入札制度を専門的に検討するため、学識経験者2名及び公募市民委員2名による「入札制度改革検討部会」が設置され、9回に渡る審議を経て平成19年2月に「生駒市の入札制度改革に対する提言書」が市長に提出された。その提言は、先の「生駒市の入札改革・改善に関する提言」を受け、一般競争入札の導入、入札参加者の地域要件の見直し、ランク制度の見直し、総合評価落札方式の導入、電子入札の導入、変動型最低制限価格制度の導入、工事検査の強化、談合に対するペナルティの強化、入札結果等の情報公開及び入札監視委員会の設置など具体的な入札制度改革を提言する内容となっている。

この2つの提言を受けて、生駒市の入札制度改革が適正に執行されるための外部監視体制として、学識経験者などの第三者からなる「生駒市入札監視委員会」が平成19年10月に設置された。

本委員会は、第三者機関として客観的な視点で行政を監視するため3名の委員により、これまでの2期4年間に8回の定例会議と4回の臨時会議を開催し審議を行ってきた。本報告書は、4年間の審議を踏まえ、生駒市において事後審査型

条件付一般競争入札が全ての入札（建設工事等）で執行されるとともに、電子入札が一般的になり落札率が大幅に低下するなど、競争性、透明性、公正性、公平性の確保が図られ、生駒市の入札制度改革の成果が上がるなど節目を迎えるに当たり、これまでの本委員会での質疑を踏まえた成果及び課題などを取りまとめたものである。

生駒市の入札制度改革に対する提言書の実施状況

生駒市では、「生駒市の入札制度改革に対する提言書」（以下、「提言書」という。）に基づき、多くの重要な改革を進めてきた。

「はじめに」でも記したように、「提言書」では多くの提案がなされた。そこで提案された改革内容については、これまでほぼ全てにおいて実施されてきている。その中身については本報告書の中でも述べていくが、一例をあげれば平均落札率がかつての90%を超える状態から、現在は80%前後の水準にまで低下している。加えて、平均落札率の低下によって不良工事が増加するといった状況も発生しておらず、「提言書」が強調していた「良い公共工事をより安く発注する」という入札制度改革の最も重要な課題が実現されてきたと考えられる。本委員会の設置も「提言書」で提案されたものであり、その趣旨に則って入札制度改革の内容と運用を定期的にチェックし、新しく発生する課題に適宜対応を行ってきている。

このように、生駒市の入札制度改革は「提言書」に基づいて実施されており、その経緯も含め「提言書」の延長線上として本報告書をまとめるものとする。

第1 委員会審議

1 委員会の開催状況

定例会議は、6ヶ月に1回開催し、過去6ヶ月間に市が締結した契約案件を対象に、入札・契約手続の運用状況を契約担当課及び事務局から説明を受け8回に渡り慎重に審議を行ってきた。

また、定例会議以外に、臨機に重要事項を審議するため4回の臨時会議を開催した。特に最低制限価格の見直しについては、生駒市の入札制度改革により受注業者が疲弊しているかなど市内建設業者及び職員に対しアンケート調査を実施するなど、定例会議も含め十分に議論を行った。その結果、最低制限基準価格の引き上げの勧告を行ったり、舗装工事の単価契約での入札談合事件を契機に国内初となる気象情報を用いた変動型最低制限価格制度試行の意見具申を行ったりしている。

最近では、予定価格及び最低制限基準価格の事前公表・事後公表についてその是非の議論を行っている。

| | | |
|-------|-------------|--|
| 第1回 | 平成19年10月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長、委員長代理の選出について ・設置要綱及び運営要領について ・委員会運営について ・生駒市の入札制度の現状について |
| 第2回定例 | 平成20年1月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・最低制限価格の見直しについて |
| 第3回 | 平成20年2月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の見直しについて |
| 第4回定例 | 平成20年7月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・報告案件：最低制限価格の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ：合併入札について ：平成20年度の入札制度改革について |
| 第5回定例 | 平成21年1月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について |

| | | |
|----------|-------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・報告案件：入札改革フォーラムについて <ul style="list-style-type: none"> ：合併入札、電子入札、特別簡易型総合評価落札方式の試行実施の状況について ：随意契約ガイドラインの策定について ：生駒市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要領の一部改正について ・審議案件：最低制限価格の改正について <ul style="list-style-type: none"> ：総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度の実施について |
| 第 6 回 定例 | 平成 21 年 7 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・談合（関連）情報に関する対応について ・報告案件：平成 21 年度の入札制度改革について <ul style="list-style-type: none"> ：総合評価落札方式に関する落札者決定基準について ：入札金額の分布について |
| 第 7 回 | 平成 21 年 10 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付について ・委員長及び委員長代理の選任について ・最低制限価格制度の見直しについて |
| 第 8 回 定例 | 平成 22 年 1 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・その他：公園街路樹維持管理業務応札の分布について <ul style="list-style-type: none"> ：変動型最低制限価格（気象型）制度の試行状況について |
| 第 9 回 定例 | 平成 22 年 7 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・報告案件：平成 22 年度生駒市入札制度改革について <ul style="list-style-type: none"> ：公園街路樹維持管理業務応札の分布について ：生駒市入札監視委員会運営要領の一部改正について ・その他：予定価格等の事後公表について |

| | | |
|----------|------------------|---|
| 第 10 回定例 | 平成 23 年 1 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・報告案件：建設工事等の入札に伴う事後審査に係る積算内訳書の確認について |
| 第 11 回定例 | 平成 23 年 7 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について ・抽出案件の参加資格設定理由及び指名選定理由について ・指名停止措置の運用状況について ・報告案件：平成 23 年度生駒市入札制度改革について <ul style="list-style-type: none"> ：生駒市立病院建設実施設計及び工事監理業務にかかる等級虚偽申請について ・その他：生駒市入札監視委員会報告書について |
| 第 12 回 | 平成 23 年 8 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・生駒市入札監視委員会報告書について ・予定価格等の事後公表について |

2 審議状況

生駒市が発注する全ての建設工事及び建設コンサルタント等の業務を対象（少額の随意契約は除く。）として、毎回 5 件以内（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の事案を抽出して審議した。

(1) 審議対象契約数

| | | | |
|----------|---------|-----------------------------|-------|
| 平成 19 年度 | | | |
| | 第 2 回定例 | 平成 19 年 4～11 月契約分 | 172 件 |
| 平成 20 年度 | | | |
| | 第 4 回定例 | 平成 19 年 12 月～平成 20 年 5 月契約分 | 109 件 |
| | 第 5 回定例 | 平成 20 年 6～11 月契約分 | 121 件 |
| 平成 21 年度 | | | |
| | 第 6 回定例 | 平成 20 年 12 月～平成 21 年 5 月契約分 | 74 件 |
| | 第 8 回定例 | 平成 21 年 6～11 月契約分 | 121 件 |
| 平成 22 年度 | | | |

| | | |
|----------|-----------------------------|-------|
| 第 9 回定例 | 平成 21 年 12 月～平成 22 年 5 月契約分 | 66 件 |
| 第 10 回定例 | 平成 22 年 6～11 月契約分 | 104 件 |
| 平成 23 年度 | | |
| 第 11 回定例 | 平成 22 年 12 月～平成 23 年 5 月契約分 | 67 件 |

(2) 審議案件数

これまでの 8 回の定例会議で抽出審議した案件は、次のとおりである。

| | | |
|--------|------|--------------|
| 一般競争入札 | 21 件 | (対象件数 562 件) |
| 指名競争入札 | 8 件 | (対象件数 127 件) |
| 随意契約 | 9 件 | (対象件数 145 件) |
| 計 | 38 件 | (対象件数 834 件) |

また、指名停止の運用状況については、計 1 3 5 案件 2 6 6 業者の報告を受けた。

第 2 委員会での主な論点

1 入札・契約方式別状況（抽出案件を中心として）

(1) 一般競争入札

一般競争入札は、地方自治法及び同施行令によって原則的な入札方法として規定されている。一般競争入札は、工事の概要等を示した公告により入札参加者が参加資格及び条件を判断し、自由に参加することで他の参加者を知ることなく競争が行われる結果、非常に競争性が高く透明性がある契約方式である。最近では、入札書は郵便又は電子により発注者に提出する方法が一般的に行われている。

このように、一般競争入札は広範に多くの参加業者が得られ、競争性、透明性の確保などの点でメリットが多い制度ではあるが、誰でも参加可能であ

るということが逆に施工実績等が不明確な業者や不誠実な業者の参加も許してしまうなどのデメリットを伴う制度でもある。

本委員会では、対象となった一般競争入札562件中、抽出した21件を調査した結果、公園街路樹維持管理業務（市内12ブロックに分け同時期に入札執行）については、第2回委員会で次の問題点等を指摘し継続監視を行っている。

- ・各業者が万遍なく落札しているのは不自然で落札者が重複していない。
- ・業者間で受注調整が行われている可能性が高い。
- ・こういったことを市民に周知するため応札状況表の公表を行う。

この件に関しては、その後毎回委員会で指摘するとともに、第4回委員会議事録で応札状況表の公表を行ってきた結果、大幅に落札率が低下するとともに、同じ業者が複数案件落札するなど、不自然と思われる落札状況に改善傾向が出ている。

また、その他に、応札者が少ない事案、最低制限基準価格付近に応札が集中し適正な積算がされているか疑義が生じる事案、変動型最低制限価格制度により低価格で応札した業者が失格となり高く応札した業者が落札する事案など、直ちに問題であるとは判断できない事案が散見されたが、一般競争入札の制度に起因するのか、その他の要因に起因するのかも含め、後述する課題の検討にも含め今後の検討課題としたい。

とはいえ、入札制度改革が進められている結果、落札率に関しては平成19年度以降80%を切るなど全般的に適正な入札執行が行われていると考えられ、生駒市においては一般競争入札が定着してきていると判断できる。

(2) 指名競争入札

指名競争入札は、一般競争入札と異なり、施工能力がある建設業者を選定できるほか、不誠実な建設業者を排除することができるメリットがある反面、発注基準等が明確でない場合が多く、発注者の恣意が入る余地が高いこと、また事前に指名業者が分かることから、談合の温床となる恐れがあることなどがデメリットと考えられている。

そのため、生駒市においては入札制度改革後、発注基準を明確にしてホームページ上で公表を行うとともに、指名競争入札から一般競争入札に順次移行を進め、平成21年度からは原則指名競争入札を行わないこととしている。

本委員会では、抽出対象127件中、抽出した8件を調査した結果、特に問題になるような事案はなかった。その後、平成22年度以降現時点において指名競争入札は1件も執行されていない状況である。

(3) 随意契約

随意契約は、地方自治法及び同施行令によると例外的に行える契約方法となっており、発注者が任意に特定の者を選定して契約の相手方とするものである。契約手続が簡便である反面、取引業者との馴れ合いが発生する危険があり、競争性が充分発揮されているとは言いがたく限定的に運用すべきである。

本委員会では、抽出対象145件中、抽出した9件を調査した結果、次の2件について改善を求めた結果、その後生駒市は適正な対応を行っている。

- ① 下水道工事に伴う水道管移設工事の随意契約（第2回委員会）について、一括発注すべきとの指摘を行った結果、生駒市はその後一括で合併入札（下水道工事と水道管移設工事を一つの入札案件としている。）を行っている。

- ② 新病院の基本設計業務の随意契約（第4回委員会）について、時間的制約を随意契約理由としたことについては厳しい意見を付けるとともに、実施設計については一般競争入札で執行するよう強く指導した。その後、生駒市は実施設計の発注において、一般競争入札にて契約を執行している。

2 最低制限価格と低入札価格調査基準価格

(1) 最低制限価格

最低制限価格の設定は、適正な施工の確保を目指すことを主因としているが、過当競争を防止し、下請け業者等への適正な労働条件の確保など、適正な競争を促す政策的な側面も持っている。生駒市においては、原則として、全ての入札案件（建設工事等）について最低制限価格を設定しているが、「提言書」に基づき、平成19年5月から入札参加者の応札状況により最低制限価格が変動する「変動型最低制限価格制度」を導入するとともに、最低制限基準価格を事前に公告にて公表を行っている。

この最低制限価格制度については、次の項目について多くの議論を費やした。

- ① 応札状況により最低制限価格が最低制限基準価格から上下2.5%変動することにより、最低制限基準価格を下回る落札が増えるなどダンピング受注が懸念される状況であるため、採算ラインを調査し適正な落札水準を確保できる基準にする必要がある。（第1回委員会）
- ② 落札率低下が、不良工事に繋がらないかについて、関連性の調査を行うとともに、工事成績評定の活用によりペナルティを課すなど不良工事をなくす努力が必要である。（第2回委員会）
- ③ 無資格者の応札で最低制限価格が変動することで、談合事件が発生した件について、生駒市は開札前の簡易審査を厳格に行うこととしたが、

さらなる再発防止に向け、最低制限価格の撤廃や固定化、ランダム係数化など生駒市にとって最適な制度をつくる必要がある。（第6回、第7回委員会）

①の議論により、生駒市は、市内建設業者及び職員のアンケート調査、先進自治体調査、市内建設業者のコスト調査及びヒアリングなどを実施した。その結果、本委員会は、土木工事等の採算ラインとして予定価格の80～85%が適当であると判断し、最低制限基準価格を引上げる勧告（第3回委員会）を行った。また、②の議論により、生駒市は、工事成績評定の結果による指名停止措置等のペナルティを制度化したり、総合評価落札方式の落札者決定基準の対象としたりするなど進展が見られた。また③の議論により、全国初となる気象情報による変動型最低制限価格制度の開始に繋がった。

(2) 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査制度は、低入札調査基準価格を下回った入札者に対し、当該価格で入札した理由について、下請予定者からの見積りや過去の取引実績などの根拠資料を付した積算内訳等の提出および事情聴取（ヒアリング）による調査を行い、当該価格に妥当性があること、粗雑工事や下請に対する過度のダンピングの恐れがないことが判断できた場合に契約を締結する制度である。つまり入札参加者の企業努力が反映でき、最低制限価格制度と比べてより競争性が発揮できる制度であると考えられる。

その一方で、低入札価格調査に費やす時間的制約、業務量の増大及び事業執行の遅延など課題が多いのも事実である。

本委員会は、この制度について、第4回、第5回の委員会で議論を行った結果、生駒市では、過度なダンピング受注を防ぐとともに競争性を確保する

ため、総合評価落札方式にかかる案件について、平成21年度から低入札価格調査制度を導入した。

3 予定価格等の事後公表

予定価格の事前公表は生駒市では平成12年度から行われている。背景としては、業者が予定価格を市側から事前に聞きだそうとする様々な誘引があった。このことが入札制度のみならず事業執行に悪影響を及ぼしていたこと、また実際に他団体で漏えいによる官製談合が多発した。

現在、生駒市では全ての工事関係の入札においては予定価格及び最低制限基準価格の事前公表を原則としている。この事前公表が入札参加業者の積算意欲の減退や最低制限価格付近での応札が多いという結果となっていると考えられる。

本委員会において、この問題について、次の2回の委員会では特に集中して議論を行った。

第9回委員会では、事後公表に関して国の実態調査表による全国の状況及び生駒市の担当職員に対するアンケート調査などを実施した結果をもとに審議を行ったが、事前公表のデメリットとされる①落札価格の高止まり、②入札参加者の積算能力の阻害、③談合の助長のうち、生駒市については②の積算能力の阻害が懸念されたことから、事後審査に係る積算内訳書を落札候補者に提出させることで積算能力の実態を調べることにした。

第12回委員会では、予定価格等の事後公表を行っている類似団体13市及び近畿内の21市にアンケート調査を実施した結果をもとに審議を行うとともに、5件の事後審査に係る積算内訳書の状況を検証した。

その結果、事後公表を行うメリットとして、「落札率の低下」、「くじ引きの減少」及び「応札業者の積算能力の向上」など、総じて事後公表を是認

する意見が多くを占めたが、反面「入札不調の増加」や「落札率の上昇」などデメリットの意見も多くあった。また、事後公表を行っている類似団体は総じて落札率が高いという結果でもあった。

第3 成果と課題

1 入札制度改革の成果

「はじめに」でも記したように、生駒市の入札制度改革は平成18年度の「提言書」を受けて始まった。本委員会の設置もその流れの一環である。ここでは、生駒市入札制度改革の主だった成果を挙げてみることにする。

(1) 落札率の低下

「提言書」でも指摘されたが、平成17年度以前の平均落札率は、95%前後が通常であった。しかし、平成18年度の入札制度改革以降急激に下がり、平成21年度、22年度においては実に77%台まで下落している。落札率のみで入札制度改革の是非は判断できないが、平成17年度以前の落札率は異常に高い率であったと言わざるを得ない。談合も行われていたと推定される数字であり、そういう意味では本来の入札に戻ったといえよう。

平均落札率

| H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 91.77% | 94.36% | 95.58% | 94.79% | 87.74% | 79.13% | 79.06% | 77.06% | 77.61% |

← 前 入札改革 後 →

(2) 一般競争入札の原則化

この入札方式は、生駒市では入札制度改革が始まる平成18年度までは、僅か5件しか実施しておらず、その基準も金額を定めず大規模な発注案件に限定されていた。

「提言書」を受け生駒市は、指名競争入札から一般競争入札へ順次移行を進め、平成21年度からは原則として建設工事等にかかる入札は全て事後審査型条件付一般競争入札とした。本来、地方自治法では一般競争入札が原則であると規定している。それにも関わらず、長年指名競争入札が主流になってきたのは、市内業者育成との名の下に業者との馴れ合いがあったことが疑われる。原則一般競争入札とした生駒市の改革は評価すべきものであり、他団体の参考ともなる。

(3) 入札参加者の地域要件の運用と解釈の見直し

入札においては、「地域の中小企業・中堅建設業者の育成」のために地域要件を設けることが一般的であるが、「提言書」にも記されているとおり、入札制度改革以前は、過度の市内業者優遇により競争性が阻害されていた。そのため、生駒市は、一般競争入札の地域要件において、市内本支店業者を最小の地域要件としつつ、競争性が確保されるよう、奈良県内本店業者、同支店業者、近畿圏内本支店業者、登録業者全てという順に地域要件を拡大している。地域要件の拡大に際しては、一般競争入札対象者数が概ね15者以上となるように設定されており、競争性は格段に向上したと考えられる。

(4) ランク別発注の見直し

市内土木の格付基準は、平成18年度までは5ランクに分けられ、各ランクの業者数(7者から14者)が少ないという状況であった。「提言書」の指摘により、競争性が発揮されるよう生駒市は平成19年度において2ラン

クに集約するとともに、競争入札参加資格登録時の業種登録数を1業種から2業種（市内本店業者は3業種）に拡大した。結果として登録業者が大幅に増加し（各ランク約30者から50者）、競争性の向上に寄与した。

(5) 電子入札の導入

生駒市は平成20年度から電子入札を導入しており、平成21年度、22年度と対象工種を拡大している。電子入札は一般競争入札と同様に業者間の接触が少なくなり、談合防止に大きく貢献する。平成23年度の拡大に際しては、ほぼ全ての工種を電子入札で行うこととなっており、その成果が期待されるところである。

電子入札の状況

| 年度 | 電子入札件数 | 全体件数 | 実施率 | 電子入札平均落札率 | 全体平均落札率 |
|-------------|--------|-------|-------|-----------|---------|
| H20 | 15件 | 150件 | 10.0% | 79.52% | 79.06% |
| H21 | 29件 | 150件 | 19.3% | 76.42% | 77.06% |
| H22 | 99件 | 173件 | 57.2% | 76.00% | 77.61% |
| H23 (見込) | 約135件 | 約150件 | 90.0% | — | — |

※平成24年度から実施率100%の予定

(6) 工事成績評定の活用

入札制度改革とセットで実施する必要があるのが、この工事成績評定の活用である。入札制度改革により、競争性が高まることで落札率が低下することは(1)で記したが、一方ではダンピングにより不良工事等が懸念される。生駒市は、その対策として平成19年度から工事成績評定の作成と公表を行うとともに随時に施工体制の抜打ち点検も実施している。また、平成20年度以降は、評定点による表彰制度や入札参加の制限、指名停止等のペナルテ

ィを取り入れるなどを図っており、不良工事の発生を抑える効果が期待できる。

工事成績評定の状況

| 年 度 | | H 19 | H 20 | H 21 | H 22 | |
|------------------|------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 工 事 成 績 | 工事成績評定件数 | 86 件 | 100 件 | 81 件 | 93 件 | |
| | 評 定 結 果 | 全工種平均点数 | 67.4 点 | 69.9 点 | 69.8 点 | 70.7 点 |
| | | 最高点数 | 79 点 | 79 点 | 80 点 | 83 点 |
| | | 最低点数 | 40 点 | 56 点 | 42 点 | 63 点 |

(7) 指名停止の厳格化

生駒市は、平成 20 年度に指名停止措置要領を改正し、24 ヶ月であった最高限度を 36 ヶ月に引き上げている。また、談合など不正行為については上限の 12 ヶ月を 24 ヶ月に引き上げている。指名停止措置は業者にとっては致命傷ともなるため、その上限が引き上げられることは、談合防止にとって大きな抑止効果となる。その後、生駒市は奈良市発注の談合事件（201 者指名停止）において生駒市に登録する 24 者に対し、24 ヶ月の指名停止措置を行った。また生駒市発注の舗装単価契約に絡む談合事件では、4 者に対し最高限度である 36 ヶ月間の指名停止措置を行うなど、全国的に見ても非常に厳しい対応を行っている。併せて、談合における違約金についても、全契約書において 20% とする措置を行っており、生駒市の舗装単価契約談合事件では現実に 20% の違約金を受注者に請求している。

(8) 総合評価落札方式の実施

価格のみで決定する入札制度のなかで、例外として価格以外の基準を加味して落札者を決定する制度が総合評価落札方式である。不良不適格業者を排

除し、真に適正な業者を落札者としうる制度ではあるが、その手続は事務方にとっては非常に煩雑で、入札事務が長期間に及ぶ方式であり、小規模の自治体にとっては負担が大きい制度である。しかしながら、その利点ゆえ、国は本制度を推進していることもあり、生駒市においても平成19年度の試行を皮切りに毎年数件の実施を行っている。また、平成21年度においては低入札価格調査制度を併用し、低価格入札において適正な工事執行が可能か判断する基準を備えた制度の運用を行っている。

総合評価落札方式実施状況

| 年度 | 工事名 | 開札日 | 総合評価の種類 |
|-----|------------------------|-----------|---------|
| H19 | 元町菜畑線道路改良工事 | H19.12.17 | 簡易型 |
| H20 | 谷田大路線道路改良工事 | H20.10.30 | 簡易型 |
| | 生駒市公共下水道東生駒188号線工事 | H20.10.30 | 特別簡易型 |
| | 生駒市流域関連公共下水道生駒台248号線工事 | H20.10.30 | 特別簡易型 |
| | 小明上線歩道整備工事（第2工区） | H20.12.4 | 特別簡易型 |
| H21 | 生駒市流域関連公共下水道小明町88号線工事 | H21.9.3 | 特別簡易型 |
| | 生駒市流域関連公共下水道上町315号線工事 | H21.9.3 | 特別簡易型 |
| | 俵口小明線歩道整備工事（4工区） | H22.2.18 | 簡易型 |
| | 生駒市流域関連公共下水道元町138号線工事 | H22.3.9 | 簡易型 |
| H22 | 生駒テック線（喜里池橋）橋梁補修・補強工事 | H23.2.14 | 簡易型 |
| H23 | 松ヶ丘通り線道路改良工事（第1工区） | H23.5.30 | 簡易型 |

(9) 変動型最低制限価格制度の導入

生駒市では、「提言書」に基づいて応札価格の分布に基づいた変動型最低制限価格制度を平成19年5月という全国的にも早い段階から取り入れてきた

が、その実施案件の中に敢えて高価格による応札を行うことで高い落札率に誘導する動きが見られたため、平成21年12月に全国初である気象情報を用いた変動型の最低制限価格制度を導入した。これによって、応札業者による意図的な落札価格の誘導の発生は見られなくなった。また、気象情報という制度の外在的な要因による入札が業者にどのように受け止められるかについてもチェックしてきたが、これまでのところ業者サイドからの大きな不平や苦情は寄せられていない。

この気象情報を用いた変動方法は、気象庁がホームページ上で公表する開札日当日の奈良地区気象情報（気温、湿度、気圧）の積と和から得られる数値の小数点部分を利用して変動率を算出している。他団体においては、パソコン等によるランダム係数を用いた変動方法を採用しているところが多く存在するが、その数値の透明性を確保するために応札者の立会いなどを求めている。生駒市の変動方法は、公になっている気象情報を使用することにより、応札者の立会いを必要としないこと（応札者同士の接触を防ぐ＝談合防止）から公正性の確保も図られていると考える。

(10) 随意契約ガイドラインの制定

本来自治体の契約は競争入札が原則であるが、依然として例外である随意契約が数多く執行されている。随意契約が適正に執行されているか、その説明責任を果たすとともに、安易な随意契約を行わないよう個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することができるよう例示したものが本ガイドラインである。

生駒市随意契約適正化検討委員会が平成20年3月26日に市長へ提言した「生駒市の随意契約のあり方に関する提言」に従い、生駒市は平成21年1月1日「生駒市随意契約ガイドライン」を定め、予定価格1000万円

以上の随意契約を行う場合においては契約検査課での厳格な確認を行い、最終的には契約内容を市民に公表することとなっている。

(11) プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの制定

生駒市は、平成21年11月19日に生駒市総合スポーツ公園用地購入等調査委員会から市長に提出された調査報告書―足湯施設建設案件について―の提言を受け、プロポーザル方式を採用する根拠基準の明確化及び審査委員会の委員に原則外部委員を含めるなど先進的な内容の「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を平成23年6月1日に制定した。プロポーザル方式は、競争性を確保した随意契約として最近注目をされている契約方式であるが、その審査内容が客観性を確保しながら適正に行われているかは十分に担保されていないのが現実である。本ガイドラインは、生駒市の統一基準が明記されるとともに、先に述べたように審査委員に外部委員を原則含めるなど、契約の適正さを目指す指針として評価できるものである。

(12) 土地鑑定評価依頼要領の制定

生駒市は、プロポーザル方式の実施に関するガイドラインと同じく、生駒市総合スポーツ公園用地購入等調査委員会から市長に提出された調査報告書―総合スポーツ公園用地購入案件―の提言を受け、全国的にも非常に珍しい要領として平成23年6月1日に「土地鑑定評価依頼要領」を制定した。本要領は、土地鑑定評価を原則入札で行うことを明記するとともに、不動産鑑定業者に支払う報酬である予定価格の算定方法を条文に盛り込んでいる。

全国的にもほとんどの土地鑑定評価が随意契約で行われているなかで、このような先進的な要領を策定したことは、他の自治体の先駆けとなり、今後土地鑑定評価の随意契約の見直しにも繋がると考えられる。

2 今後に向けての課題

(1) 予定価格等の公表時期（事前又は事後）

前述したように、この課題に関して、本委員会ではこれまで何度も議論を重ねてきた。予定価格等を事前公表すれば、応札がその近傍に集中することにより、入札制度の重要な目的である業者による積算能力の維持・向上が損なわれる可能性があるからである。生駒市においても、国や他の自治体の動向を調査し、その目的、成果、課題などを整理してきた。さらに、生駒市独自の取り組みとして、事後審査時に抽出した落札案件について積算内訳書のチェックを行い、懸念されるような積算に基づかない応札が落札業者においては発生していないことも確認されている。

しかしながら、入札の原点に立ち返ると事後公表が望ましいことは言うまでもない。また、国の事前公表から事後公表に移行するようにとの指導も無視は出来ない。そこで、今後において事後公表の試行も検討するなど、事後公表が生駒市の入札にどのような影響を与えるかを検証していきたい。

(2) 応札者が少ない事案の解消

平成22年度において3者以下の入札案件は30件を数える。これは、全入札件数173件中17%を占める。生駒市は平成21年度から原則一般競争入札を実施しているが、平成19年度が11件、平成20年度が8件と比較的少なかったことから、少数者による応札案件は増加傾向にあると見られる。その理由には、一般競争入札に起因する入札参加条件の設定や業者の案件選択などが考えられる。応札者が少ないことによる競争性の阻害や談合リスクの上昇について検討を加えなければならないが、入札参加条件の緩和が工事の粗雑要因になることも含め、総合的な判断が必要となる。

応札者数の状況

| | 参加者なし | 1者 | 2者 | 3者 | 計 |
|-----|-------|----|----|----|----|
| H19 | 3 | 1 | 6 | 1 | 11 |
| H20 | 0 | 1 | 6 | 1 | 8 |
| H21 | 1 | 5 | 11 | 9 | 26 |
| H22 | 1 | 5 | 12 | 12 | 30 |

(3) 仕様書の精度向上

仕様書の精度向上については、正確な応札金額を積算する意味で重要であり、併せて品質の高い施工を行う意味でも重要なことである。厳しい財政状況のなか、生駒市においても少ない職員数での精度向上には自ずと限界もあり、努力を期待しつつ今後の課題としたい。

(4) 最低制限基準価格の引き上げ

最低制限基準価格を引上げる勧告（第3回委員会）を行ったことは先に記したが、その後中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）は、3度低入札価格調査基準価格の改正を行い、現時点（H23.4改正）で国は次の方式で算出した数値の合計を採用している。

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.80
一般管理費等×0.30

生駒市は、2世代前の算定式（現場管理費×0.60、H20.4改正分）を用いており、現時点の国の算出式に比べ4%ほど低い数値となっている。

建設業者が適正な利潤を得るとともに、公共工事の品質確保を図るためには適切な最低制限基準価格の水準をたえず検討しなければならないが、他方

では市民目線から見て納得が得られるかどうかも十分に議論したうえで、結論を見出したい。

(5) 総合評価落札方式における落札者決定基準

公共工事の品質確保の促進に関する法律において、安全で品質の高い社会資本を構築するため、従来の「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を促している。そのため、生駒市においては、平成19年度から総合評価落札方式の入札を実施しており、現時点まで計11件（簡易型6件、特別簡易型5件）行っている。

生駒市における落札者決定基準は、施工計画（工程管理、品質管理、安全管理、施工管理）及び施工能力（工事成績評定、表彰、配置予定技術者の能力、地域精通度）が主なものとなっている。この決定基準が真に「価格と品質で総合的に優れた調達」となっているのか、逆転落札（決定基準に従い評価した結果、入札価格の高い者が落札すること）の場合に、その価格差が工事品質に見合うものであるのかなど、さらに考査を要するところであり、より良い制度とするため今後も検討を重ねたい。

(6) 応札業者の積算

業者が、企業努力を行ったうえで適正な利潤を確保した金額を積算して応札することが理想であるが、現実には生駒市での入札は予定価格及び最低制限基準価格の事前公表と相まって、どういう積算を業者が行っているのかについて、本委員会は非常に高い関心を持っている。

生駒市においては、業者がきっちりとした積算を行っているかを確認する方法の一つとして、応札時に添付させている内訳書とは別に平成22年10月から事後審査時に詳細な積算内訳書の提出を一部抽出案件に求めており、

現時点までに5件実施している。この5件を本委員会が検証した限りにおいては、適正な積算を行っているとは判断できるが、生駒市が引き続き調査することを要望する。

この課題は、生駒市のみならず全国の自治体が抱えるものでもあり、長期にわたる慎重な検討が必要と考える。

おわりに

平成18年の福島県、和歌山県、宮崎県における相つぐ官製談合事件の発覚、生駒市においては平成18年1月に建設された足湯施設の随意契約にかかる前市長及び元議長の不正疑惑（平成19年4月には、前市長及び元議長があっせん収賄と背任の容疑で逮捕）、平成18年2月「入札制度の抜本改革」を公約に当選した山下市長の誕生、これらにより生駒市の入札制度改革のお膳立ては充分に出来上がった。そして、平成18年度下半期から生駒市の入札制度改革が走り出し5年が過ぎようとしている。当時の意気込みを低下させることなく、たえず市民の目線で生駒市の入札及び契約を監視することが本委員会に課せられた責務であると感じている。

また、平成23年3月に生駒市議会の特別委員会（100条委員会）から「足湯施設新設工事の業務請負契約調査報告書」及び「新病院設置に係る随意契約調査報告書」の2つの調査報告書が出された。これら2つの報告書は、いずれも当該随意契約の適正化に疑念を抱くものであることが明言され、今後同じ過ちを犯さないように生駒市に改善を求めている。本委員会は、これら100条委員会の報告書を真摯に受け止め、今後の契約制度に生かしていかなければならない。

最後に、本報告書では「提言書」を念頭に、これまで本委員会で審議を行った抽出議案を中心に議論を重ね、生駒市の入札・契約制度の成果や課題を取り上げることができたと考える。

その議論の結果、入札制度改革の原点である「透明性、競争性、公平性、公正性」の確保が継続されるよう、引き続きの努力を生駒市当局に求めるとともに、当報告書に記した成果については生駒市当局の努力を評価したい。

1 生駒市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、生駒市（地方公営企業を含む。以下同じ。）の入札及び契約手続における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図るため、生駒市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会の事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生駒市が発注した建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下、「建設工事等」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況及び談合情報が寄せられた場合の対応等について報告を受けること。
- (2) 生駒市が発注した建設工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札及び随意契約を行った場合における当該指名又は指定の経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 生駒市が発注した建設工事等に関する再苦情処理を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認めた事項について、審議を行い、意見具申を行なうこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、入札及び契約制度に関し学識経験等を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会の委員は、3名以内とする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合において補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の氏名及び職業は、これらを公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし再選は妨げない。

4 委員長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会を招集すること。
- (2) 委員会の会務を掌理し、委員会の議事を運営すること。
- (3) 委員会を代表すること。

5 委員長は、あらかじめ、事故あるときに前項各号に掲げる委員長の職務を代理する委員（以下「委員長代理」という。）を指名するものとする。

(委員会)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第2条第1号、第2号の事務に係る委員会（以下、「定例会議」という。）は、原則として6ヶ月に1回開催する。

- 5 第2条第3号の事務に係る委員会（以下、「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。
- 6 第2条第4号の事務に係る委員会は、定例会議とする。ただし、市長が求めた場合は、必要に応じ開催する。
- 7 委員会の議事は、その概要を公表するものとする。
（持回り委員会）
- 第6条 前条の規定にかかわらず、委員長又は委員長代理が委員会を開催するいとまがないと認めるときは、書面を用いて委員に議事を回議すること（以下「持回り委員会」という。）によって議事を決する。
- 2 持回り委員会による議事の決定は、前条第3項の規定を準用する。
（抽出の委任）
- 第7条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。
- 2 当番委員は、定例会議において自らの行った抽出結果の報告を行なう。
（抽出方法）
- 第8条 前条による抽出は、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。
（意見の具申又は勧告）
- 第9条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象案件に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲内で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 委員会は、意見の具申又は勧告を行なった場合は、その内容を公表するものとする。ただし、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号）第6条各号に規定する情報が含まれるものは、この限りでない。
（再苦情処理）
- 第10条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、市長から審議の依頼があったときは、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認め、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表を行う。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね50日以内に行わなければならない。
（委員の除斥）
- 第11条 委員は、第2条各号の事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある議事に加わることができない。
（委員の守秘義務）
- 第12条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
（委員会の庶務）
- 第13条 委員会の庶務は、市長部局の建設工事等に係る競争入札の事務を所管する課又は室において処理する。
（その他）
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関する事項その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

2 生駒市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第14条に基づき生駒市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例会議)

第2条 要綱第2条第1号に規定する「生駒市が発注した建設工事及び建設コンサルタント等の業務」とは、建設工事（建設工事の要素を有する業務委託も含む。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号の規定に基づく随意契約は除くものとする。

2 定例会議は、原則として1月及び7月に開催するものとし、報告対象期間は会議の開催月の前々月以前の6ヶ月間とする。

3 要綱第2条第1号に定める定例会議への報告は、次の各号に定めるものを提出して行うものとする。

(1) 発注工事等総括表（様式第1号）

(2) 発注工事等に係る契約方式別一覧表（様式第2号）

(3) 指名停止措置の運用状況一覧表（様式第3号）

(4) 報告対象期間に寄せられた談合情報に係る対応状況に関する資料

(定例会議の審議の対象となる事案の抽出)

第3条 要綱第2条第2号に定める定例会議の審議の対象となる事案の抽出は、発注工事等に係る契約方式別一覧表の中から、次の各号に示す方法により行うものとする。

(1) 抽出を行う委員は、委員の氏名の五十音順で輪番制とし、委員長が定例会議において次回の当番委員を指名する。

(2) 抽出は、各入札・契約方式別に原則として1件以上合計で5件以内とし、定例会議開催の2週間前までに行うものとする。

(抽出事案の審議)

第4条 市長は、抽出された事案について、抽出事案説明書（様式第4号）に従って説明を行い、これら一般競争入札における入札参加資格の設定、指名競争入札における指名業者及び随意契約における契約の相手方の選定の妥当性について、委員による審議を行うものとする。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、意見の具申又は勧告を行なうに当たり必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め説明や資料の提供を受けることができる。

(再苦情申立ての却下の委任)

第6条 要綱第10条第1項に規定する再苦情申立ての却下について、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、委員会の意見を聴かずに、市長において却下することができる。

(1) 申立期間を徒過したもの

(2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

(3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

2 市長は、前項の規定により再苦情申立てを却下した場合は、次の定例会議において報告しなければならない。

(事情聴取)

第7条 委員会は、再苦情処理を行うにあたり必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、事情聴取を行なうことができる。

(審議過程の透明性の確保)

第8条 要綱第5条第7項に規定する委員会の概要の公表は、生駒市入札監視委員会議事概要書(様式第5号)によって行なう。ただし、公表に先立ち各委員の確認を得るものとする。

2 委員会は、自由な審議を確保するため非公開とする。

3 委員会終了後、報道機関から要請があった場合、委員長は概要説明を行うことができる。

附 則

この要領は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月 1日から施行する。

3 生駒市入札監視委員会委員名簿

| 生駒市入札監視委員会 | | |
|------------|-------|----------------|
| 委員長 | 森 裕之 | (立命館大学政策科学部教授) |
| 委員長代理 | 豊永 泰雄 | (弁護士) |
| 委員 | 松山 治幸 | (公認会計士) |

4 気象情報による変動型最低制限価格算出表（一例）

変動型最低制限価格算出表

2011年07月15日 奈良
(ナラ)

北緯: 34度 41.6分 東経: 135度
49.6分 標高: 104m 昨日の観測
データ 最低・最高気温

| 時刻 時 | 気温 °C | 降水量 mm | 風向 16方位 | 風速 m/s | 日照時間 h | 湿度 % | 気圧 hPa |
|---------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 | 23.7 | 0 | 北北東 | 0.7 | | 82 | 1013.7 |
| 2 | 23.6 | 0 | 北東 | 0.9 | | 83 | 1013.5 |
| 3 | 22.9 | 0 | 東北東 | 0.8 | | 86 | 1013.5 |
| 4 | 22.8 | 0 | 北東 | 1 | 0 | 87 | 1013.7 |
| 5 | 22.4 | 0 | 北北東 | 1 | 0 | 88 | 1014 |
| 6 | 23.4 | 0 | 北北東 | 0.7 | 0 | 85 | 1014.3 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

* 変動率(%)算出式 C>Dの場合=「+(C-D)」、D≥Cの場合=「-(C+D)」

| | 3データの積 A | 3データの 和 B | Aの少数点 以下数値 C | Bの少数点 以下数値 D | 変動率 | 最低制限基準 比較価格 | 最低制限 比較価格 |
|------|-------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------|----------------|--------------|
| 1件目 | 1970024.58 | 1119.40 | 0.58 | 0.40 | 0.18 | 37,173,000 | 37,239,900 |
| 2件目 | 1985243.80 | 1120.10 | 0.80 | 0.10 | 0.70 | 15,970,000 | 16,081,700 |
| 3件目 | 1995986.90 | 1122.40 | 0.90 | 0.40 | 0.50 | 8,040,000 | 8,080,200 |
| 4件目 | 2010775.32 | 1123.50 | 0.32 | 0.50 | -0.82 | 4,493,000 | 4,456,100 |
| 5件目 | 1998796.80 | 1124.40 | 0.80 | 0.40 | 0.40 | 4,170,000 | 4,186,600 |
| 6件目 | 2017442.70 | 1122.70 | 0.70 | 0.70 | -1.40 | 3,638,000 | 3,587,000 |
| 7件目 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0 |
| 8件目 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0 |
| 9件目 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0 |
| 10件目 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0 |

★ 最低制限価格算出方法

1. 気象庁が公表する開札日当日の気象データ（奈良地区）を気象庁のホームページから複写
気象庁HP (http://www.jma.go.jp/jp/amedas_h/today-64036.html?areaCode=000&groupCode=47)
2. 気温・湿度・気圧の積（A）と和（B）を求める。
3. Aの小数点以下の数値（C）、Bの少数点以下の数値（D）を求める。
4. C>Dの場合=「+(C-D)」、D≥Cの場合=「-(C+D)」とし、この数値を変動率（%）とする。
5. 変動率は、プラス0.99～マイナス1.8の数値となる。
6. 入札1件ごとに変動率を算出するため用いるデータは、
開札当日のAM1時=1件目、AM2時=2件目、AM3時、AM4時・・・AM10時=10件目とする。
7. 欠測時には、変動無しとする。（当日AM11時に判断）
8. 最低制限比較価格（100円単位（100円未満切捨て）、ただし、単価契約の場合は1円単位（1円未満切捨て））
=最低制限基準比較価格×（100+変動率）/100

5 月別改革状況

| 年度 | 月 | 入札 件数 | 落札率 (工事) | 入札制度改革内容等 |
|--------------------|------------|-------------|---------------|--|
| 平成 18 年度 | 4 月 | 2 件 | 91.12% | |
| | 5 月 | 2 件 | 96.63% | |
| 入札改革 開始 | 6 月 | 17 件 | 94.05% | <ul style="list-style-type: none"> ・ H18 年度指名方針を策定 ・ 市内土木工事業者の格付基準を策定、公表 |
| | 7 月 | 19 件 | 90.51% | |
| | 8 月 | 18 件 | 89.31% | |
| | 9 月 | 16 件 | 88.26% | |
| | 10 月 | 15 件 | 85.24% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札執行等調査委員会から提言 (生駒市の入札改革・改善に関する提言) |
| | 11 月 | 5 件 | 88.38% | |
| | 12 月 | 25 件 | 83.95% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者に加え市外業者も追加指名 ・ 現場説明会の廃止 ・ 指名業者名・数の事前公表廃止 ・ ホームページにおいて、入札関連情報の公開 |
| | 1 月 | 19 件 | 85.60% | |
| | 2 月 | 16 件 | 84.16% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革推進委員会（入札制度改革検討部会） から提言 (生駒市の入札制度改革に対する提言) ・ 事後審査型条件付一般競争入札の試行 ・ 入札傍聴制度の試行 ・ 庁舎 1 階に入札掲示板を設置 ・ 建設工事登録業種の変更 (28 業種→35 業種) ・ 建設工事登録業種数の変更(H19 年度～) (1 者 1 業種→2 業種、→市内本店業者は 3 業種) |
| | 3 月 | 8 件 | 88.45% | |
| 平成 19 年度 | 4 月 | 0 件 | — | |
| | 5 月 | 4 件 | 81.70% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動型最低制限価格制度の導入 |
| | 6 月 | 12 件 | 79.44% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後審査型条件付一般競争入札実施 (土木一式、造園工事、予定価格 3000 万以上の工事等) ・ 市内土木工事業者の格付基準を変更 (5 ランク→2 ランク制) ・ H19 年度指名方針を策定 ・ 事後審査による施工体制の適正化 (配置技術者・現場代理人等の雇用確認) ・ 工事成績評価の公表 |
| | 7 月 | 32 件 | 82.78% | |

| | | | | |
|--------|-----|-----|--------|---|
| | 8月 | 12件 | 78.69% | |
| | 9月 | 9件 | 82.55% | |
| | 10月 | 19件 | 76.53% | ・入札監視委員会の設置 |
| | 11月 | 23件 | 77.97% | ・総合評価落札方式(簡易型)の試行 |
| | 12月 | 18件 | 75.94% | |
| | 1月 | 18件 | 79.09% | ・入札契約にかかる苦情処理制度の創設 ・抜き打ち点検の実施 |
| | 2月 | 14件 | 80.67% | ・市内業者アンケート調査(最低制限価格) |
| | 3月 | 13件 | 76.16% | ・生駒市随意契約適正化検討委員会から提言 (生駒市の随意契約のあり方に関する提言) ・電子入札の実証実験 |
| 平成20年度 | 4月 | 0件 | — | ・工事発注見通しの一括公表 |
| | 5月 | 23件 | 81.53% | ・事後審査型条件付一般競争入札の範囲拡大 (件数比で90%実施予定) ・最低制限価格の引上げ(建設工事) ・談合に対する違約金(20%)を建設工事系全契約に拡大 ・設計図書ダウンロードの実施 |
| | 6月 | 15件 | 82.97% | ・工事成績評点の活用 (格付反映、指名停止措置、表彰等) |
| | 7月 | 8件 | 74.41% | |
| | 8月 | 14件 | 74.44% | ・合併入札の試行(上水道+下水道) |
| | 9月 | 11件 | 76.46% | ・電子入札の試行導入 |
| | 10月 | 27件 | 79.26% | ・総合評価落札方式(簡易型・特別簡易型)の試行 |
| | 11月 | 10件 | 79.14% | |
| | 12月 | 14件 | 76.46% | |
| | 1月 | 12件 | 80.54% | ・指名停止要領の改正 (談合等不正行為2倍に引上げ、上限36ヶ月) ・生駒市随意契約ガイドライン制定 |
| | 2月 | 15件 | 80.71% | |
| | 3月 | 1件 | 77.10% | |
| 平成21年度 | 4月 | 6件 | 77.71% | |
| | 5月 | 24件 | 77.93% | |

| | | | | |
|--------|-----|-----|--------|--|
| | 6月 | 10件 | 64.51% | <ul style="list-style-type: none"> 事後審査型条件付一般競争入札の原則化 総合評価落札方式における低入札価格調査制度の試行 最低制限価格の見直し（建設工事） 前払金の上限額の見直し（40%） 物品購入・業務委託の入札結果の公表 一般競争入札の参加資格審査の厳格化 |
| | 7月 | 26件 | 77.42% | <ul style="list-style-type: none"> 設計・コンサル業務等の最低制限価格の見直し |
| | 8月 | 3件 | 82.95% | |
| | 9月 | 20件 | 70.63% | <ul style="list-style-type: none"> 電子入札の適用範囲の拡大 |
| | 10月 | 15件 | 78.26% | |
| | 11月 | 16件 | 79.70% | |
| | 12月 | 7件 | 76.59% | <ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格制度見直し（建設工事） （気象情報を利用した変動型+0.99%～-1.8%） |
| | 1月 | 10件 | 81.24% | |
| | 2月 | 11件 | 85.83% | |
| | 3月 | 2件 | 79.83% | |
| 平成22年度 | 4月 | 7件 | 79.36% | <ul style="list-style-type: none"> 水道局（上水道部門）の入札・検査事務統合 |
| | 5月 | 20件 | 78.88% | |
| | 6月 | 22件 | 76.90% | <ul style="list-style-type: none"> 入札心得書の改正 （入札書と内訳書の金額相違を失格） |
| | 7月 | 17件 | 80.05% | |
| | 8月 | 13件 | 80.07% | |
| | 9月 | 11件 | 82.55% | |
| | 10月 | 14件 | 62.53% | <ul style="list-style-type: none"> 電子入札の適用範囲の拡大 事後審査時の詳細内訳書の提出 （抽出案件） |
| | 11月 | 13件 | 75.79% | |
| | 12月 | 15件 | 79.80% | |
| | 1月 | 25件 | 77.09% | |
| | 2月 | 12件 | 82.02% | |
| | 3月 | 4件 | 81.31% | |
| 平成23年度 | 4月 | 1件 | 83.82% | |
| | 5月 | 24件 | 76.88% | |
| | 6月 | 21件 | 74.23% | <ul style="list-style-type: none"> プロポーザル方式の実施に関するガイドライン制定 土地鑑定評価依頼要領の制定 |

| | | | | |
|--|----|-----|--------|---|
| | 7月 | 19件 | 74.20% | <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止要領の改正 (事後審査書類の不提出→3ヶ月指名停止) ・随意契約ガイドラインの修正 ・物品・委託業務入札等心得書の制定 (一般競争入札、最低制限価格等対応) |
| | 8月 | 17件 | 71.53% | |
| | 9月 | 9件 | 78.71% | <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札の原則化 (全ての工事系入札を電子入札化) |

| | | |
|------------|---------------|----------------------------------|
| (参考) H17年度 | 件数・平均落札率 | 148件 94.79% |
| H18年度 | 件数・平均落札率 | 162件 87.74% (前年度比 ▼7.05%) |
| H19年度 | 件数・平均落札率 | 174件 79.13% (前年度比 ▼8.61%) |
| H20年度 | 件数・平均落札率 | 150件 79.06% (前年度比 ▼0.07%) |
| H21年度 | 件数・平均落札率 | 150件 77.06% (前年度比 ▼2.00%) |
| H22年度 | 件数・平均落札率 | 173件 77.61% (前年度比 △0.55%) |
| H23年度 | 件数・平均落札率(9月末) | 91件 75.03% (前年度比 ▼2.58%) |
| H18年6月以降 | の削減効果 | ¥2,584,702,627 |

(H17年度との落札率の差から算出)

※企画財政部契約検査課執行分

生駒市入札監視委員会事務局
生駒市役所企画財政部契約検査課
電話 0743-74-1111 内線 504